

# 長野県報

9<sub>月</sub>**27**<sub>日</sub>(月) 令和3年 (2021年) 第241号

目 次

告		示

地方税法に基づく軽油引取税に係る特約業者指定の取消し(税務課)	1
保安林予定森林(森林づくり推進課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
長野県収入証紙売りさばき人の指定 (会計課)	2
特定計量器の定期検査の実施(産業技術課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	

## 公 告

県営土地改艮事業の施行に伴う	換地計画に基	:づく換地処分の実施	(農地整備課)	 2
土地改良区の定款変更の認可(	(農地整備課)			 3

#### 長野県告示第511号

地方税法(昭和25年法律第226号)第144条の9第3項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消しました。

令和3年9月27日

長野県知事 阿 部 守 一

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
上燃 株式会社	長野県上田市大屋243	令和3年9月16日

税務課

### 長野県告示第512号

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の2第1項の規定により告示します。 令和3年9月27日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 保安林予定森林の所在場所
  - 安曇野市豊科光2194のイの1の3、2194のイの2
- 2 指定の目的
  - 公衆の保健
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の ものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第513号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第9条第1項の規定により、令和3年9月14日、次の者を売りさばき 人に指定しました。

報

令和3年9月27日

長野県知事 阿 部 守 一

売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
株式会社グレース	長野県伊那市東春近207番地	長野県上伊那郡飯島町1793―7 ファミリーマートJAいいじま店
株式会社グレース	長野県伊那市東春近207番地	長野県上伊那郡辰野町小野1290―30 ファミリーマートJA小野たのめ店

会 計 課

#### 長野県計量検定所告示第2号

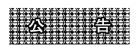
計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり行います。ただし、特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項の規定により実施するものを除きます。

令和3年9月27日

長野県計量検定所長 赤 羽 典 明

区域	期	日	場所
区域	月 日	時間	場所
飯畑 に 一大村く)、 一大村く)、 一大村く)、 一大村く)、 一大村く)、 一大村く)、 一大村く)。 一大村と、 一大村と、 一大村と、 一大村 一大村 一大村 一大村 一大村 一大村 一大村 一大村 一大村 一大村 一大村 一大村 一大村 一大村 一大村 一大村 一大村 一大村 一大村	11月9日(火)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	松本市大字島立1020番地 長野県松本合同庁舎 地下1階 計量検定所検定室
伊那郡、木曽郡、東筑摩郡、上高井郡、下水内郡			

産業技術課



#### 公告

生坂村における県営いくさか地区南平換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、令和3年9月13日に行いました。

令和3年9月27日

長野県知事 阿 部 守 一